

高知県働き方改革推進会議 設置要綱

1 目的

我が国は、人口減少社会の到来する中、性別、年齢、障害の有無を問わずすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい魅力ある職場環境を作ること、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっている。

高知県は、全国に先行して急速に少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには定住者を増やすことが必要である。そのためには、産業振興策とともに誰もが安全・安心に働ける職場環境を実現し、正社員として働ける安定した雇用（良質な正社員雇用）を確保・創出することが重要となっており、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な正社員制度の導入などにより、長時間労働や転勤を一律に求める従来の雇用管理を見直し、効率的な働き方を進める「働き方改革」が求められている。

そこで、高知県内各地で働き方改革推進の気運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、国、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組に反映させることを目的とする。

2 構成員及びオブザーバー

(1) 会議の構成員は、次のとおりとする。

国	高知労働局長
県	高知県商工労働部長
労働者団体	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 同 会長代行 同 副会長 同 事務局長
使用者団体	高知県経営者協会会長 高知県商工会議所連合会会頭 高知県商工会連合会会長 高知県中小企業団体中央会会長
金融機関	四国銀行頭取 高知銀行頭取

(2) 会議のオブザーバーは、次のとおりとする。

国	四国経済産業局
---	---------

(3) 会議は、高知労働局長が主宰する。

(4) 会議には、必要に応じて、他の関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

会議においては、次の事項について協議を行う。

(1) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成に必要な取組について

(2) 働き方改革の推進に当たって解消すべき課題について

(3) その他働き方改革の推進のために必要な取組について

4 幹事会

効果的かつ円滑に本会議を運営するため、各構成員の事務担当責任者で構成する幹事会を設置し、上記3の事項について調整を行う。

5 庶務

会議の庶務は、高知労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。

(2) 本要綱は、平成28年1月25日から施行する。

本改正要綱は、平成29年2月9日から施行する。

本改正要綱は、平成30年1月23日から施行する。